



5月は自転車月間です

自転車月間は自転車利用者の交通ルール遵守及び交通マナーの向上を図ることを目的としています。

自転車安全利用5則

1 自転車は車道が原則
歩道は例外



2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で車道寄り
を徐行



4 安全ルールを守る

飲酒運転
二人乗り
並進の禁止



夜間は
ライトを点灯



交差点での信号順守と
一時停止・安全確認

5 こどもはヘルメットを着用



自動車の死角に要注意!!

自動車には、ドライバーから見えない「死角」があります。ドライバーから見えていないかも知れないということを忘れず走行しましょう。



こんなに近くに
いるのに...



ミラーだけでは
自転車が見えない!!

自転車による重大事故!!!

次の事例は、自転車乗用中の交通事故で高額賠償を命令されたものです。

(事例) 男子小学生の自転車
×
女性歩行者 (重傷、意識障害等)

実際に
ありました

損害賠償額 約9,520万円

平成25年7月4日神戸地方裁判所判決

自転車も自動車と同じ「車の仲間」です。このような交通事故を起こさないために、安全確認をしっかりと行い、交通ルールを守って運転しましょう。